

協議会設置の端緒

● 「重層的支援体制整備事業」における分野横断的な連携を目的に設置された「八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」に消費生活センターは構成所管として参加していた。同時に府内外には同じターゲットに向かって運営する会議体が各種存在しており、それらを統合することで効果効率的な支援体制強化の連携体制が図れるのではないかと考えた。

●自動通話録音装置(消費者安全確保地域協議会の構築・運営)の予算（消費者庁の強化交付金）を安定的に確保するため。

母体となつた会議体

「八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」 の中に位置づけ

【府内】福祉政策課、高齢者福祉課、生活自立支援課、障害者福祉課、保健対策課、成人保健課、住宅政策課、青少年若者課、子ども・若者育成支援センター（はちビバ）、こども家庭センター、子どものしあわせ課、男女共同参画課、消費生活センター、教育指導課、生涯学習政策課

【府外】※府外の方が参加する会議体は部会として整理

高齢者あんしん相談センター(地域包括)、八王子まるごとサポートセンター（はちまるサポート）、八王子市社会福祉協議会

協議会設置までに要した時間

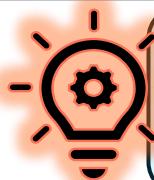
3ヶ月

令和6年3月 重層的支援体制整備事業の担当者にメールをして、この会議体に「八王子市消費者安全確保地域協議会」を設置できるか相談

令和6年7月 「包括的な地域福祉ネットワーク会議」にて構成員に説明、協議会発足

関係者説明用に作成した資料等

協議会設置のための整理表(設置目的や法律の条文などが項目別に記載されている表)



独自に工夫した点

協議会設置にあたり、「八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」の部会にこれを設置することも検討したが、最終的には部会としてではなく、設置要綱の2条2項で協議会活動を読み込むこととした点

協議会発足後 の事務量

・特段、負荷を感じる業務量の増加はない

実務的な府内調整の方法

以下の内容のメールを重層的支援体制整備事業の担当者に送り、次回ネットワーク会議で構成員に説明をして了承を得る前段階とした。

- ・「包括的な地域福祉ネットワーク会議」に協議会を位置づけられるかということ、またその場合要綱の改定が必要になるということ。
- ・（協議会設置によって）個人情報を含む消費者被害情報を福祉部局につなげられるメリット
- ・（協議会設置によって）消センと福祉部局、構成員間で個人情報を共有して連携できるメリット

結果、特段の反対もなく、次回会議で構成員に説明し、スムーズに設置に至った。

八王子市消費者安全確保地域協議会の特徴

- ・重層の包括的な相談支援を提供するはちまるサポート等（市内13か所に設置）を通して、消費生活センターに相談がつながってきている。今年度すでに数件。
- ・地域包括（市内21か所に設置）が運用する地域ケア会議を通じて消費生活センターに相談がつながるケースもある。

担当者の感想

とにかく独自に勉強を重ねた！！

令和5年度の着任時より、勉強する素材はいっぱいあると感じた。協議会設置のためのハードルは決して高くないこと、人・時間・予算が不足する中で、いかに職員の負担が省けるかを考え、また利用できるものは利用しようと思い、独自に勉強を重ねた。特に消センと関係の深い所管部局が改定した基本計画などは理解するよう努め、アンテナは常に高くしていた。また、令和5年度は八王子市の消費生活基本計画の改定時期と重なり、他部署の事業内容（詐欺、防犯、福祉などのデータ）を計画に反映させる必要があり、そのタイミングで消費者行政を見つめ直せたことが重層との連携を考えるきっかけにつながった。